

平成28年4月22日

貸金業者代表者各位

日本貸金業協会
会員業務部
TEL 03-5739-3014

犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正について

この度の「平成28年 熊本地震」の被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等の特例措置が定められました（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令）。

つきましては、当該特例措置をご確認のうえ、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 命令の公布日ならびに施行日

平成28年4月22日

2 本人確認方法に係る特例措置の概要

(1) 「平成28年 熊本地震」で被災した顧客等（※）であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等から申告を受ける方法とすることができる。

(2) この場合において、特定事業者は、当該顧客等について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による本人確認を行うものとする。

(※) 災害救助法が適用された市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等をいいます。

災害救助法が適用された市町村の区域は、内閣府のホームページ（http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160415_01kisya.pdf）等でご確認ください。

3 その他

本特例措置についての詳細は、警察庁のホームページ（<http://www.npa.go.jp/>）等でご確認ください。

以上

平成28年 4月22日
警 察 庁

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令について

1 趣旨

平成28年熊本地震による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等に関し、特例を設けることとするもの

※ 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生の際にも、同様の特例措置を約1年間設けている。(平成23年3月25日公布・施行。平成24年4月1日削除)

2 概要

(1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例（規則第4条関係）

平成28年熊本地震に係る寄附のために行われる現金送金（送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。）については、その額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

(2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例（規則第6条関係）

平成28年熊本地震で被災した顧客であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができることとする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

3 施行期日

公布の日

4 その他

緊急に制定する必要があるため、意見公募手続は行わない。

内閣府、総務省、法務省、
○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号
経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 岩城 光英

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 森山 裕

経済産業大臣 林 幹雄

国土交通大臣 石井 啓一

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成二十八年熊本地震に起因して生じた事態に対応するための特例）

第六条 その取引が平成二十八年熊本地震に係る寄附のために行われるものである場合における第四条第一

「へ 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者（以下「特定金融機関」という。）の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）」

とあるのは、

項第七号の規定の適用については、同号中

「へ 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであつて、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者（以下「特定金融機関」という。）の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

とする。

ト 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものうち、平成二十八年熊本地震に係る寄附のために行われるもの（当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合におけるものに限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

」

2 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）が適用された市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この命令の施行の日から犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の施行の日（平成二十八年十月一日）の前日までの間におけるこの命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則附則第六条の規定の適用については、同条第一項中「へ」とあるのは「ニ」と、「ト」とあるのは「ホ」と、同条第二項中「第六条」とあるのは「第五条」とする。